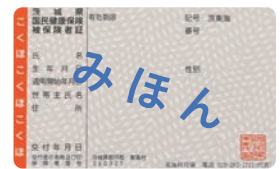
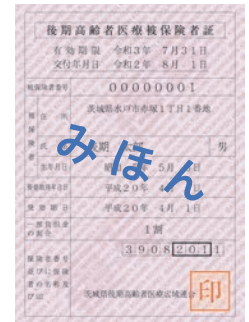


新しい保険証を郵送します

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711 ▽国民健康保険に関すること…内線1131～1133 ▽後期高齢者医療制度に関すること…内線1134・1135)



【国民健康保険被保険者証】



【後期高齢者医療被保険者証】(はがき大)

国民健康保険の被保険者

後期高齢者医療制度の被保険者

7月13日(月)から、新しい保険証を簡易書留で郵送します(下表1参照)。新しい保険証が届いたら、住所・氏名などの記載内容を確認の上、8月1日(土)からご使用ください。古い保険証は、8月1日(土)以降にはさみ等で裁断して廃棄するか、住民課(役場行政棟1階)へご返却ください。

【表1 保険証の名称と送付期間等】

保険証の名称	対 象	宛 先	送 付 期 間
国民健康保険被保険者証	国民健康保険の被保険者	世帯主	7月13日(月)～30日(木)
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	国民健康保険の被保険者で70歳から74歳の方		
後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者	被保険者本人	

配達期間内に不在等で受け取ることができなかった方は、7月31日(金)の午後2時以降に、窓口に来る方の▽印鑑 ▽本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)をお持ちの上、住民課へお越しください。※国民健康保険の被保険者については、世帯主と同一世帯でない方が受け取りに来る場合は、委任状が必要となります。

国民健康保険の被保険者

【保険証の有効期限にご注意ください】

新しい保険証の有効期限は1年間(令和3年7月31日まで)ですが、国民健康保険の被保険者で下表2の事項に該当する方は有効期限が異なりますので、ご注意ください。

【表2 保険証の有効期限が異なる方と有効期限等】

対 象	有 効 期 限	変更理由および新しい保険証について
8月以降に70歳になる方	誕生月の月末	誕生月の翌月(1日が誕生日の場合は誕生月)から使用する高齢受給者証が一体となった保険証を郵送します。
75歳になる方	誕生日の前日	国民健康保険の加入は74歳までです。誕生日から後期高齢者医療制度へ変更となるため、誕生月の前月中旬に加入通知を別途郵送します。
外国籍で在留期間が満了となる方	在留期間満了日	在留期間の更新後、在留カードを住民課へお持ちの上、有効期限の更新手続きをしてください。
保険税の未納がある方	令和3年1月31日	過年度分が完納され次第、住民課で更新が可能です。支払った領収書をお持ちの上、有効期限を更新してください。納付が困難な場合はご相談ください。

【進学や施設入所等で村外へ住民票を移した方も、保険証の交付が受けられます】

村外へ住民票を移した方は、以下のものをお持ちの上、住民課へ申請してください。

▽**学生の方**…在学証明書(令和2年4月1日以降に発行のもの)、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑 ※在学証明書の取得に日数がかかる等の場合はご相談ください。

▽**施設等入所の方**…在園証明書、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑 ※在園証明書は役場へ直接郵送する施設もありますので、施設にご確認ください。

【就職等で他の健康保険に加入した方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です】

手続きをしないしていると国民健康保険税が賦課され続けます。新しい保険証と国民健康保険の保険証をお持ちの上、住民課へお越しください。